

国際財政学会第六七回年次大会に参加して

山田直夫

一、国際財政学会の年次大会について

国際財政学会 (International Institute of Public Finance : IIPF) は、一九三七年にパリにおいて設立された財政学・公共経済学の世界的な学会である。国際財政学会のホームページ⁽¹⁾によると、現在、約五〇カ国に約八〇〇名の会員を有している。毎年夏に開催される年次大会 (Annual Congress) では、著名な研究者による講演

(Keynote Lecture) や個別の研究報告 (Working Group Sessions) のほかに、ディナーなどのソーシャル・イベント (Social Events) も行われている。今年は八月八日から一日にかけて、アメリカのミシガン州アナーバーにあるミシガン大学 (University of Michigan) において、第六七回年次大会が開催された (写真1、2)。開催地のアナーバーは、デトロイト・メトロポリタン空港から車で約三〇分の距離に位置する、ミシガン州南東部の都市である。ミシガン大学はアナーバーの人口、雇用、産業に大きな影響を与えており、ア

写真1 会場のミシガン大学



筆者撮影

写真2 会場入口に設置されたボード



筆者撮影

ナーバーはミシガン大学を中心とする学園都市と
いうことができるだろう。国際財政学会の資料に
よれば、今大会の参加者は三四二名であり、日本
人研究者による研究報告も多数あった。なお、所
定の手続きにより、非学会員でも講演や個別の研
究報告を聞いたり、ソーシャル・イベントに参加
することができる。

本稿では、この国際財政学会第六七回年次大会
の概要を報告するとともに、筆者が興味深く感じ
た講演や個別報告の内容を紹介する。後述するよ
うに講演や個別報告の内容は多岐にわたるが、筆
者の関心は法人税を含む所得課税にあるので、内
容の紹介が所得課税に偏ってしまうことを予めお
断りしておきたい。本稿の構成は以下のとおりで
ある。続く二節で第六七回年次大会の概要を説明
する。そして三節と四節では、それぞれ筆者が興
味深いと感じた講演と個別報告について取り上げ

る。最後の五節では、次回の第六八回年次大会に
ついて触れたい。

二、第六七回年次大会の概要

プログラムの概要は図表 1 のとおりである。以
下では、講演 (Keynote Lecture)、個別報告
(Working Group Sessions)、ソーシャル・イベン
ト (Social Events) に分けて、それぞれについて
説明していきたい。

(1) 講演 (Keynote Lecture)

図表 1 に示されているとおり、今大会では八日
に二つ、その他の日は一つずつ、合計五つの講演
が行われた。国際財政学会では年次大会毎に講演
のテーマが決められており、講演者はそのテーマ
に沿って講演を行う。今大会のテーマは、

図表 1 プログラムの概要

	Monday 8	Tuesday 9	Wednesday 10	Thursday 11		
8:00	Registration				8:00	
8:30					8:30	
9:00	Opening Ceremony	Working Group Sessions	Working Group Sessions	Working Group Sessions	9:00	
9:30	Keynote Lecture I				9:30	
10:00	Rick van der Ploeg				10:00	
10:30	Coffee Break	Coffee Break	Coffee Break		10:30	
11:00	Keynote Lecture II	Keynote Lecture III	Working Group Sessions	Coffee Break	11:00	
11:30	Hans-Werner Sinn	Emmanuel Saez		Keynote Lecture V	11:30	
12:00	Lunch	Lunch		David Wildasin	12:00	
12:30			Lunch	Closing and Awards Ceremony	12:30	
1:00	Working Group Sessions	Excursion: Henry Ford Museum or Greenfield Village or River Rouge Factory Followed by a strolling dinner for all at the Detroit Institute of Arts			1:00	
1:30			Keynote Lecture IV	Lunch	1:30	
2:00	James Poterba			2:00		
2:30	Coffee Break		Working Group Sessions		2:30	
3:00	Coffee Break				3:00	
3:30	Working Group Sessions				3:30	
4:00					4:00	
4:30					4:30	
5:00				Break	5:00	
5:30	General Assembly of IIPF Members (5:45-7:15)			Conference Dinner <i>Ross School</i> <i>Winter Garden</i>		5:30
6:00						6:00
6:30						6:30
7:00						7:00
7:30	Welcome Reception <i>Ross School</i> <i>Courtyard</i>					7:30
8:00					8:00	
8:30					8:30	
9:00					9:00	
9:30					9:30	
10:00					10:00	

(出所) 国際財政学会資料より作成

Rethinking the Role of the State: Responses to Recent Challenges である。図表 2 は、今大会の講演者とその論題を示したものである。ここからわかるとおり、テーマが共通しているとはいえない。各講演とも最後の数分は会場からの質疑応答にあてられ、短い時間ではあるが活発な議論が交わされた（写真 3）。本稿では続く三節において、9 日に行われた Saez 教授の最適所得税に関する講演を取り上げ、この分野のわが国における研究動向もあわせて紹介する。

(2) 個別報告 (Working Group Sessions)

図表 1 からわかるとおり、個別報告は大会期間中のすべての日に行われた（写真 4）。その一例として、図表 3 では八日の午後三時三〇分から午後五時三〇分の間に行われた Session を列挙して

図表 2 第 67 回年次大会の講演者と論題

講演者・所属	論 題
Rick van der Ploeg Oxford University	A Macro Perspective on Public Finance: Natural Resources and the Environment
Hans-Werner Sinn CESifo Group	Praying for the European Monetary Union: Flaws, Risks, and Policy Options
Emmanuel Saez University of California, Berkeley	Efficient Policies for Redistribution
James Poterba Massachusetts Institute of Technology	Population Aging and the Evolving Role of the State
David Wildasin University of Kentucky	Economic Integration and Fiscal Policy in a Dynamic Context: Competition and Factor Mobility

（出所）国際財政学会資料より作成

写真3 講演 (Keynote Lecture) の様子



筆者撮影

写真4 個別報告 (Working Group Sessions) の様子



筆者撮影

図表 3 Session の一例

Session ID	タイトル	個別報告の数
Session 13	Business Cycle	4
Session 14	Environmental Taxation	4
Session 15	Shadow Economy	4
Session 16	Health Insurance	4
Session 17	Profit Shifting	4
Session 18	Government Spending	3
Session 19	Welfare State	4
Session 20	Financial Crisis	4
Session 21	Local Public Finance	4
Session 22	Aggregate Risk	4
Session 23	Optimal Income Tax	4
Session 24	Tax Competition	4

(出所) 国際財政学会資料より作成

いる。各 Session にはタイトルが付いており、このタイトルに関連する個別報告が行われる。例えば Session24 のタイトルは Tax Competition であり、ここでは租税競争についての個別報告が四本行われた。すべての Session のタイトル及び個別報告の報告論文は、国際財政学会のホームページ⁽²⁾から見る事ができる。それによると Session の総数は七六、個別報告の本数は合計で二五八である。Session の数が七六もあることからわかるとおり、内容は多岐にわたっており、所得税、法人税、付加価値税はもちろんのこと、公債、年金、教育、地方財政に関する Session もあった。また、二元的所得税の導入国であるノルウェーの税制改革についての個別報告もあった。

個別報告に関して個人的に興味深かったのは、企業に対する課税に関する報告が多かったことである。これは経済のグローバル化に伴って資本の

移動が容易になる中で、各国政府にとって企業に対する課税のあり方が、国際競争力確保などの観点から重要になってきていることを示していると思われる。企業に対する課税に関する分析というと、いかに他国と差別化を図って自国を有利な状況にするかという観点からの分析が多い。しかし今大会では、EUにおける法人税の課税標準の統一化に関する報告もあつた。この点に関しては、四節においてより詳しく取り上げる。

(3) ソーシャル・イベント (Social Events)

年次大会の中心はもちろん講演や個別報告であるが、大会期間中は様々なソーシャル・イベントが用意されており、それらを楽しみにしている参加者も少なくない。八日の夜にはウェルカム・レセプション、一〇日の夜にはディナーが開催された。また、九日の午後は講演や個別報告はなくエ

クスカーションになっており、予め申し込みをした参加者はヘンリー・フォード博物館やフォードの工場などを見学した。また、同行者のためのエクスカーションも用意されていた。

三、課税所得の弾力性と最適所得税率—Saeen 教授の講演—

カリフォルニア大学バークレー校の Saeen 教授は、最適所得税と呼ばれる分野で優れた業績を有し、二〇〇九年にはジョン・ベイツ・クラーク賞を受賞している。この賞はアメリカ経済学会が授与している賞で、経済学における最高の賞の一つと言われている。また、同教授はマリーリーズ・レビューの執筆者の一人である。マリーリーズ・レビューとは、イギリスの研究機関である IFS (Institute for Fiscal Studies) から二〇一〇年に

出版された、多くの国の税制改革の議論に影響を与えると考えられている報告書である。⁽³⁾⁽⁴⁾

最適所得税の分野では Saez 教授の研究などにより、課税所得の弾力性や所得分布のパレート係数と呼ばれるものなどがわかれば、高額所得者に対する最適所得税率を求めることが可能となった。講演では、Saez 教授自身の貢献を含む、こうした最適所得税の発展について説明された。

最適所得税に関する研究は、わが国でも行われている。例えば、八塩（二〇〇五）は、『税務統計から見た申告所得税の実態』を用いて、一九九九年の税制改正が事業所得者の富裕階層の課税所得にどのような影響を及ぼしたのか分析している。具体的には、所得階層別の時系列データを用いて課税所得の弾力性を推定し、それが〇・一以下という小さい値であることを指摘した。さらに國枝（二〇一〇）は、八塩（二〇〇五）の結果か

ら最適所得税率を計算し、それが八〇%以上になることを示した。

また、わが国では個票データを用いた分析がほとんど行われていないことから、北村・宮崎（二〇一〇）は、『全国消費実態調査』の個票データを用いて、一九九五年と一九九九年に行われた税制改正の影響を分析している。より具体的には、一九九四年、一九九九年、二〇〇四年の『全国消費実態調査』の個票データを用いて課税所得の弾力性を計測し、最適所得税率についても議論をしている。そして、わが国における高額所得者の最適所得税率は概ね五〇%より大きくなることを示した。

現在、わが国の所得税の最高税率は四〇%で、住民税は一律一〇%であるので、単純に合計すると五〇%になる。したがって、これらの研究は個人所得税率に関して引き上げの余地があるという

ことを示していると考えられ、今後わが国の税制改正の議論に影響を及ぼすかもしれない。

四、企業に対する課税

前述したように企業に対する課税に関する個別報告は多く、すべてを取り上げることとはできない。海外直接投資への影響や租税競争、法人税の帰着に関する報告もあったが、ここでは二〇一一年三月一六日に欧州委員会から最終提案書が提出されたC C C T B (Common Consolidated Corporate Tax Base) についての報告に注目したい。C C C T Bとは⁽⁵⁾、EU域内で活動する企業の法人税の課税標準算出方法を統一化する制度である。この制度では、課税標準の算出にあたって、EU域内での事業活動によって発生する損益は通算される。算出された課税標準は、ある一定の基

準（資産、労働力、売上の三つの要素が考慮される）にしたがって、企業が事業活動を行っている加盟国に配賦される。そして各加盟国は自国の税率を用いて法人税額を算出する。この制度のメリットとしては、まず、申告業務の簡素化が挙げられる。現在は事業活動を行っている加盟国毎に申告を行っているので、最大で二七種類の制度に対応しなければならぬ。しかし、それが一国の税務当局に一種類の申告書を提出すればよくなるからである。他には、EU域内の移転価格問題の解消や税制面の障害の解消による国際競争力強化などが挙げられる。企業にとってはグループ全体の納税額が減少する可能性が高まるというメリットもある。また、欧州委員会はEU全体で七億ユーロのコンプライアンス費用の削減と連結納税を通じての一三億ユーロの節税ができると見積もっている。なおC C C T B導入については、ド

イギリスやフランスは支持する一方で、アイルランドなどは慎重な姿勢を示している。

こうした C C C T B という制度について、Session 53 (タイトルは Corporate Tax Design) において二本の報告があった。一本は Ernst & Young LLP の Cline 氏による 'Economic and Budgetary Impact of the Introduction of a Common Consolidated Corporate Tax Base in European Union' である。もう一本はオックスフォード大学の Devereux 教授らによる 'Evaluating Neutrality Properties of Corporate Tax Reforms' である。前者は EU 加盟国に C C C T B が導入された場合の効果を試算している。後者は法人税の中立性に関する新しい概念を用いて C C C T B などの税制を評価している。ここでは紙幅の都合により前者についてのみ紹介したい。Cline 氏らの研究では、EU 二七カ国におい

て C C C T B が導入され、企業に強制的に適用されるケース、EU 二七カ国において C C C T B が導入されるが、それを利用するかは企業が選択できるケース、EU 九カ国において C C C T B が導入され、企業に強制的に適用されるケース、の三つのケースについてその影響を試算している。試算方法は複雑で、分析も多岐にわたっている。主な結果としては、フランスなどのごく一部の国は C C C T B の導入により GDP、雇用、海外直接投資が増加するが、他の多くの国々はこれらが減少するというものであった。ただ結果には、政府の税収の減少分は家計からの移転によって相殺されるなどの強い仮定が大きく影響しているのではないかと感じた。いずれにしても、このような大規模な制度が実際に導入できるのか、また導入されても有効に機能するのかということは、非常に興味深い点である。今後、EU における C C C T

B導入の動き、あるいはC C C T Bに関する研究に注目していきたい。

このように興味深い報告もあったが、個人的に少し残念に感じたこともある。それは、筆者が関心を持っているA C C E (Allowance for Corporate Equity) やC B I T (Comprehensive Business Income Tax) に関する研究報告が筆者の知る限り無かったことである。A C C Eはマリーズ・レビューを出版したI F Sが一九九一年に提案した税制 (Institute for Fiscal Studies (1991)) で、C B I Tは一九九二年にアメリカ財務省から提案された税制 (U.S. Department of the Treasury (1992)) である。よく知られているように、現行の法人税は、負債利子が課税ベースから控除されるのに対して、株式の機会費用が控除されないで、企業の資金調達行動に対して非中立的である。これに対してA C C Eは株式の機会費用を控除

することによって、一方C B I Tは負債利子の控除を認めないことによって、資金調達の中立性を達成しようとする。また、A C C Eは企業の投資に對しても中立的であることが知られている。さらにC B I Tを導入している国はないが、A C C Eはベルギーなどで実際に導入されている。経済のグローバル化に伴って、この二つの税制を比較した研究がよくなされており、例えば昨年の国際財政学会第六回年次大会では、ドイツにおいてC B I TとA C C Eを導入したときの効果を比較した個別報告があった。さらに今年出版された国際財政学会の学会誌には、今大会ではC C C T Bに関する報告を行った、オックスフォード大学のDevereux 教授らの論文が掲載されている (Moaij and Devereux (2011))。今大会ではこうした研究報告はなかったが、今後もうこうした分析は蓄積されていくだろう。

五、第六八回年次大会について

今回の第六八回年次大会は、二〇一二年八月一六日から一九日にかけてドイツのドレスデンにあるドレスデン工科大学 (Dresden University of Technology) において開催される予定である。

図表 4 は大会の概要である。既にビルニッツ宮殿へのエクスカージョンも決定している。

講演のテーマは、Public Finance, Public Debt and Global Recovery であり、講演者のリストは図表 5 に示したとおりである。金融危機以降、多くの国で政策課題となっている公的債務の問題について、財政学・公共経済学的観点から講演が行われるものと思われる。財務省の資料によると、わが国の二〇一一年度末の公債残高は約六六八兆円⁽⁶⁾で、対 GDP 比では一三八・〇%になる見込み

であり、わが国でも公的債務の累増は大きな問題になっている。さらに、債務残高を国際比較すると、わが国は先進国中最悪の水準にある。⁽⁷⁾講演においては、わが国についても言及されるだろう。

また、経済のグローバル化の進展や欧州委員会の CCCTB に関する動向などからすると、各国政府にとって企業課税の重要性は今後益々大きくなっていくと考えられる。したがって第六八回年次大会においても、様々な分野の個別報告が行われると思われるが、企業課税に関する報告が数多く行われるという傾向は続くだろう。

(注)

- (1) <http://www.iipf.org/index.htm>
- (2) <http://editorialexpress.com/conference/IIPF67/program/IIPF67.html>
- (3) 正確には「マリーゼ・レビューは二部構成であり、第一部は二〇一〇年に出版され、第二部は今秋出版予定であ

図表4 第68回年次大会の概要

August 16	Keynote Lectures・Contributed Sessions・General Assembly of IIPF Members・Welcome Reception
August 17	Contributed Sessions・Half-day Excursion to Pillnitz Palace
August 18	Keynote Lectures・Contributed Sessions・Conference Dinner
August 19	Keynote Lectures・Contributed Sessions・Award Ceremony

(出所) 国際財政学会資料より作成

図表5 第68回年次大会の講演者

Alberto Alesina	Harvard University
Tim Besley	London School of Economics
Laurence J. Kotlikoff	Boston University
Assaf Razin	Tel Aviv University & Cornell University
Christoph M. Schmidt	RWI Essen

(出所) 国際財政学会資料より作成

る。

- (4) マーリリーズ・レビュエーに関して言えば、一〇日に講演を行ったマサチューセッツ工科大学の Poterba 教授は編者の一人である。今大会における同教授の講演は直接的には税制に関するものではなかったが、同教授は税制が家計や企業に及ぼす影響について多数の業績があり、二〇〇五年には当時のブッシュ大統領によって設置された米国税制改革諮問委員会の委員を務めた。さらに現在、全米経済研究所 (National Bureau of Economic Research : NBER) の所長でもある。

- (5) OECD の説明については Ernst & Young の「ナンナ JBS Newsletter 2011 Issue 2-2」 ([http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/nl_jbs_vol2-2_2011-04/\\$FILE/2-2_EY_Newsletter_April2011_CCCTB_JP.pdf](http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/nl_jbs_vol2-2_2011-04/$FILE/2-2_EY_Newsletter_April2011_CCCTB_JP.pdf)) と「プレイスウォーターハウスグループの PwC 国際税務ニュース」 (<http://www.pwc.com/jp/ja/taxnews-international-europe/ccctb.jhtml>) に依拠している。
- (6) <http://www.mof.go.jp/tax-policy/summary/condition/004.htm>
- (7) http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/007.htm

(参考文献)

- 北村行伸・宮崎毅 (二〇一〇) 「日本における課税所得の弾力性と最適所得税率：全国消費実態調査の個票データによる分析」 Global COE Hi-Stat Discussion Paper Series 150
- 國枝繁樹 (二〇一〇) 「税制改革の論点」『租税研究』二〇一〇年一月号、四一―五二頁
- 八塩裕之 (二〇〇五) 「所得税の限界税率変化が課税所得に与える効果—日本の事業所得者のケース—」『一橋論叢』第一三四巻第六号、一一三五―一一五八頁
- Institute for Fiscal Studies (1991) *Equity for Companies: A Corporation Tax for the 1990s*, Commentary No. 26, Institute for Fiscal Studies, London.
- Mooij, R. de, and M. P. Devereux (2011) "An Applied Analysis of ACE and CBIT Reforms in the EU," *International Tax and Public Finance* Vol. 18, No. 1, pp. 93–120.
- U.S. Department of the Treasury (1992) *Integration of the Individual and Corporate Tax Systems: Taxing Business Income Once*, U.S. Government Printing Office.

(やまだ ただお・当研究所主任研究員)